

留学生・事業修習者等の受入を行われている事業所様へ

租税条約の規定による市県民税の免除について

免除を受けるには、パターン1(a + b)、パターン2(a + c)いずれかの手続きが必要です。

2種類の書類が揃っていない年は免除を受けられません！！

パターン1

a【初年度 3月15日まで】

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION
(For official use only)
適用：有、無
税務署の受付印

「租税条約に関する届出書」(税務署の受付印が押印された控)、
在留カードの写し、在職証明書を提出

+

b【毎年 1月31日まで (給与支払報告書提出時)】

報告書個人別明細書
日●租税条約第■条該当

⇒

免除

摘要欄に「日●租税条約第■条該当」と記載
(※eLTAXで提出される場合も、「条約免除」欄に
チェックを付すだけでなく摘要欄も記載してください。)

パターン2

a【初年度 3月15日まで】

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION
(For official use only)
適用：有、無
税務署の受付印

「租税条約に関する届出書」(税務署の受付印が押印された控)、
在留カードの写し、在職証明書を提出

+

c【毎年 3月15日まで】

令和 年度 市県民税の租税条約等に関する届出書
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行
に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。
羽島市長 あて
令和 年 月 日
受入機関・事業所等の名称
その年度に免除を受ける方
全員を記入
フリガナ
適用を受ける者の氏名 生年月日 在留資格 住 所 在留期間 国籍・備考
年 月 日 税務署 号 (姓)

⇒

免除

「市県民税の租税条約等に関する届出書」を提出